平成２２年（フ）第１２４号
北海道旭川市東光10条３丁目４番８―5041号
市住5041
債務者　櫻井　蝶子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７９号
北海道旭川市豊岡１条２丁目４番４号　桜井ハイツ５号室
債務者　及川　真梨
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８１号
北海道旭川市永山６条21丁目２番４号　八千代マンションＢ－２
債務者　駒木　旬二
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０５号
静岡県富士宮市阿幸地町157番地、前住所静岡県富士宮市若の宮町621番地
債務者　田中　誠司
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第２１２号
兵庫県西宮市甲子園浦風町８―37カサデルソル甲子園401号、住民票上の住所兵庫県宝塚市小林１丁目11番24―107号、営業所兵庫県西宮市甲子園網引町４―15
破産者　松本　　茂
1　主文　当裁判所が平成22年４月６日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「兵庫県宝塚市小林１丁目11番24―107号、営業所兵庫県西宮市甲子園網引町４―15」とあるのを「兵庫県西宮市甲子園浦風町８―37カサデルソル甲子園401号、住民票上の住所兵庫県宝塚市小林１丁目11番24―107号、営業所兵庫県西宮市甲子園網引町４―15」と更正する。
2　決定年月日　平成22年５月10日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１５９２号
神奈川県茅ヶ崎市旭が丘13番27号　ムルデカルマ旭が丘203号、申立時の住所名古屋市千種区千種３丁目37番13号　美和ビル502号
破産者　佐々木　実
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２１３号
大阪府吹田市江坂町２丁目１番20―1001号、開始決定時の住所名古屋市名東区照が丘213番地の５パークノヴァ照が丘302号
破産者　松永　則男
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２１４号
名古屋市天白区久方１丁目148番地　相生山団地１号棟502号室
破産者　倉田　敏弘
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３７号
群馬県伊勢崎市下植木町980番地24
破産者　関口　文雄
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１９３号
埼玉県入間市大字下藤沢127番地28
破産者　今井　兼徳
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５９２号
相模原市中央区田名3282番地15
破産者　桜井　彦男
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７６３号
静岡県牧之原市静波1163番地
破産者　山本コンクリート工業こと　山本　良一
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８１９号
名古屋市南区豊４丁目10番６号　堀田サンハイツＡ棟105号
破産者　水谷　徳也
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８８７２号
大阪市旭区高殿７丁目４番５号、開始決定時の住所大阪市城東区中浜２丁目11番38号
破産者　本庄三紀雄
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８５号
神戸市北区唐櫃台４丁目19番３号、従前の住所兵庫県芦屋市宮塚町13番３号
破産者　中嶋　政惠
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部